

令和 5 年第 1 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 5 年 1 月 25 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第1号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の作成について	1件
議第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画に係る意見聴取について	1件
報第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	9件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和5年第1回農業委員会総会を開会する。本日は、4番伊藤明石委員から欠席の報告を受けている。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、17番 日比野 敏夫 委員、1番 玉木 芳幸 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第1号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の作成について」を上程する。議第1号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案の承認を求められたため、審議を行っていただくもの。使用貸借権設定。貸付人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■ 外1名。借受人、岐阜市藪田南5丁目14番地の■■■、一般社団法人岐阜県農畜産公社。土地は、大原町3丁目■■番、田、774㎡。使用貸借という事で、賃料は発生しない。資料として、農用地利用集積計画の策定の承認書を添付。期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日までとなっている。他に集積計画の総括表、利用権の設定関係書類を添付。

議長 議第1号について、地元委員から意見があれば発言願う。

6番 今まで耕作を行っていた■■■■さんが高齢でできなくなり、若い■■■さんにやってもらう話になった。今までは口約束のような事もあったようだが、今回は中間管理機構を間に入れて、■■■さんに引き継がれる。こちらに関しては、所有者が耕作してもらう事を望んでいて、貸し借りは無料でお互いに話はついている状態で中間管理機構が間に入っている。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 1 号について採決を行う。議第 1 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第1号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画に係る意見聴取について」を上程する。議第 2 号について事務局から説明を願う。

事務局 多治見市から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画案を作成するにあたり、農業委員会の意見を求められたので上程する。意見聴取は2件。1件目、議案1で説明のあった大原町3丁目■■番、田、774㎡。中間管理機構を通じて、■■■市■■町■丁目■■番地の新規就農者の■■■■さんに利用権を設定するもの。使用貸借という事で、賃料は発生しない。期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日までとなっている。畦畔の管理等は地主の■■■さんが行う予定。

意見聴取の2件目、こちらは貸付先の変更を行うものが2件。1件目、権利設定農地は、多治見市大藪町下迫間洞■■番■、1848 m²、同じく■■番■、83 m²、同じく■■番■1、932 m²、同じく■■番■、996 m²。4筆とも田。土地所有者は■■■■市■■■町■■■番地の■、■■■■■さん。■■■■市■■■町■■■番地の■■■■■■■■■から、■■■■市■■■町■丁目■■番地の■■■■■さんへの利用権変更。この土地は元々、■■■■■さんが耕作していた。その後は■■■■■■■■■が引継いだ、■■■さんと一緒に農業をしていた■■■■■さんが正式に引継ぐ形となった。使用貸借という事で、賃料は発生しない。期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までとなっている。2件目、利用権の設定農地は多治見市北小木町打越■■■番地、1551 m²。地目は田。土地所有者は■■■都■■区■■■番地の■、■■■■■さん。■■■■市■■■町■■■番地の■■■■■■■■■から、■■■■市■■■町■丁目■■番地の■■■■■さんへの利用権変更。当初は■■■■■■■さんが利用権の設定をしていたが、今回、■■■さんが引継ぎ、畑として耕作を行う予定。使用貸借という事で、賃料は発生しない。期間は令和5年3月1日から令和12年12月28日までとなっている。こちらは人・農地プランに掲載がされている。

議長 それでは議第 2 号の 1 件目について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 1 件目については、先の議案でお伝えしたとおり、今回は中間管理機構を間に入れて、■■■さんに引き継がれる。お互いに話はついている状態で中間管理機構が間に入っている。

議長 ■■■さんは口約束であったが、それではいけないという事で、正式な手続きとして中間管理機構が間に入っている。他に発言はないか。

6 番 ここはイノシシが入っていて、柵が必要な場所となっている。

議長 今後、柵を設置する手続きを行う事になるだろう。他に発言はないか。

1 2 番 根本でも■■■さんが耕作を行う所は何ヶ所かあるようだが、口約束で良い所と、中間管理機構を通す所と何か基準やルールのようなものがあるのか。

議長 認定農業者であれば、正式な手続きを踏んでいただく事を心掛けてもらいたいと思うが、事務局としてはどうか。

事務局 基本的にどのような場合であっても、正式な利用権の設定の手続きをしていただきたい。中間管理を通す事で貸し出しの期間がはっきりと決まるし、農地の集約化がなされ、担い手がそれを受けることで、貸す方、借りる方、双方にとってメリットが生まれる。

議長 それでは議第 2 号の 2 件目について、地元委員から意見があれば発言願う。

5 番 事務局から説明があったとおり、廿原ええのおから■■■■■さんに権利設定を移動するもの。今まで、廿原がしっかりやってくれていたのも、■■■さんにも期待している。この周辺の土地についても所有者が亡くなるなどしたら、■■■さんをお願いしていくしかないと考えている。この土地の周辺は補助によって害獣用の柵が設置されていて、耕作は十分にできるところだと思う。

議長 それでは、北小木宮農から■■■さんへの権利設定の変更について、地元委員の意見をお願いしたい。

1 番 ここは少し玉ねぎを作った跡があるくらい。■■■さんは露地野菜を作ることを目的としているようで、土地を求められている。■■■さんは多治見市で農業を始めて間もない方であるので、皆で見守っていただきたい。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 若い人が夢を持って農業を行おうとしていますので、地元の人たちは育てる気持ちで協力をお願いしたい。他に発言がないので、議第 2 号について採決を行う。議第 2 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 2 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 1 号について事務局より説明願う。

事務局 9 件。申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■市■■■町■■■番地の■■■、■■■。譲受人、■■■市■■■区■■■丁目■■■番地、■■■。土地は 4 筆、根本町 9 丁目■■■番、登記簿地目は畑、現況は宅地で 49 m²、根本町 9 丁目■■■番、登記簿地目は畑、現況は宅地で 65 m²、根本町 9 丁目■■■番、登記簿地目は畑、現況は宅地で 97 m²、根本町 9 丁目■■■番、登記簿地目は畑、現況は宅地で 109 m²、合計で 320 m²、個人住宅敷地に転用。空家をリフォーム予定。

申請番号 2、所有権移転、譲渡人、■■■郡■■■町大字■■■字■■■丁目■■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■番地■■■、■■■。土地は笠原町満田■■■番、登記簿地目は田、現況は雑種地、28 m²。

広告看板の設置敷地として転用。

申請番号 3、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地の■■■、■■■。土地は虎溪山町 3 丁目■■■番、登記簿地目は畑、現況も畑、161 m²。転用

申請番号 4、所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町字■■■番地の■■■■■■■■。譲受人、■■市■■■■丁目■■■番地、■■■■■■。土地は市之倉町 7 丁目■■■、登記簿地目は田、現況は宅地、175 m²。転用目的は、駐車場。

申請番号 6、所有権移転、譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■■。譲受人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■■。土地は喜多町 5 丁目■■番、登記簿地目は田、現況は宅地、191 m²。遺贈によりこの土地を譲り受け、貸住宅用地として転用。

申請番号 8、所有権移転、譲渡人、■■県■■郡■■町■■■丁目■■番地の■■、■■■■■■。譲受人、■■■市■■区■■■■■■丁目■■■■■■番地、■■■■■■。土地は光ヶ丘 1 丁目■■■■11 番、登記簿地目は畑、現況は雑種地、105 m²。駐車場用地として転用。

駐車場用地として転用。

7番 申請番号5の■■■さんから、私の方に、この土地を使って耕作をしないかと持ち掛けられていた。耕作をすることも今年しかできない事を告げると、それなら土地を売るということを言っていた。

6

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 3 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

(発言なし)

議長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 改選関連の資料説明
農業振興推進協議会について事前連絡
タブレット研修の実施予定のお知らせ
源泉徴収票の配布報告

次回の総会開催日は、2 月 22 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 30 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 5 年 1 月 25 日

議事録署名

17 番

1 番

議長